

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第175号

## 保険金を使って自己負担なしで住宅修理ができる?!

全国の消費生活センター等に、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

### 【県内事例①】

「火災総合保険窓口だが、火災保険に加入しているか」と電話があった。加入済みであると答えると、「2年前の台風で被害を受けた人には保険会社から見舞金が支払われる。被害を受けていても気が付いていない人がいるので、訪問して家屋を点検させてほしい。点検は無料で、点検時間は10分程度で済む」と言われたが、怪しいと感じたので「必要ない」と言って電話を切った。業者名を名乗らず不審だ。

(50代 女性)

### 【県内事例②】

固定電話に女性の声で、「台風災害の見舞金が支給されることになったので、被害状況を調査したい。外側から見るだけで屋内には入らない」と電話があった。見てもらってから詳細を聞くつもりで了承すると、電話を男性に代わり訪問時間はいつがいいかと聞かれたが、会社名を聞くと答えなかったため不審に思い、都合が悪いと言って電話を切った。

(70代 男性)

### アドバイス

1. 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。
2. 加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
3. 全国では、事業者に壊れていない瓦を外すといった細工をされ、黙っているように指示されたという事例もあります。うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。
4. 不安に思ったり、トラブルになった場合は早めに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999